

札幌市私立学校助成規則に基づく補助金に関する事務処理要領

(平成24年5月30日子ども未来局長決裁)

最近改正 令和5年3月31日

- 1 この要領は、札幌市私立学校助成規則（以下「規則」という。）第2条に定める補助金の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 規則第2条に定める補助金（以下「補助金」という。）は、私立学校経営の安定と父母負担の軽減を促進し、私立学校教育の振興を図ることを目的としているので、学校法人の設置者（以下「設置者」という。）は、この趣旨に沿った適正な執行に留意すること。
- 3 規則第2条に定める高等学校については、本補助金の趣旨に鑑み、通学を原則とする全日制または定時制の学校とする。
- 4 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、国、北海道、札幌市その他の民間団体から他の補助金の交付を受けている事業は除く。
 - (1) 教材教具の購入
 - (2) 管理用備品の購入
 - (3) 施設及び設備の維持、補修及び改修
 - (4) その他私立学校教育の振興上必要と認める事業
- 5 補助金額は、補助対象事業費の10分の10の範囲内で、予算額を限度として別に定める基準により算定した額とする。
- 6 第4項第1号の教材教具については、園児・児童・生徒が使用する備品、消耗品及び図書を対象とする。

なお、教材教具の修繕も対象とする。
- 7 第4項第2号の管理用備品については、主として教材製作に要する事務機器、教材の保管に要する書棚類及び教育指導上必要とする備品等を対象とする。

ただし、装飾的な調度品類は除く。

なお、事務機器の借受及び管理用備品の修繕も対象とする。
- 8 第4項第3号の施設及び設備の維持、補修及び改修については、教育の用に供する施設、設備に係る委託業務、工事及び修繕を対象とする。

ただし、教員住宅の補修等教育の用に供さないものは除く。

9 第4項第4号のその他私立学校教育の振興上必要と認める事業については、スポーツ・文化芸術活動、体験活動及び教職員の研修等の教育活動事業の充実を対象とする。

ただし、もっぱら飲食に要する経費、人件費に相当する経費（研修会の講師料に相当する経費は除く。）及び児童、生徒又は教職員が本来負担すべき経費等は除く。

10 第4項第4号により対象とする事業は、私立学校教育の振興を目的として、ふるさと納税制度により市が募集する寄附金を財源として算定する補助金に限り、その交付対象とする。

11 補助金の交付決定は、申請を受理した日より起算し90日以内に交付決定書により設置者へ通知する。

12 設置者は、第4項の事業の実施にあたっては、見積書及び領収書を徴し、整備しておくとともに、物品を購入した場合は納品書も徴し、整備しておくこと。

ただし、契約金額が50万円以上の場合は、必ず契約書を徴し、整備しておくこと。

13 設置者は、補助金交付申請後、事業計画書の事業内容を変更しようとする場合で、次の一に該当するときには、あらかじめ「事業計画変更承認願」を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費に20%以上かつ10万円以上の減額が生じた場合
- (2) 事業内容（補助対象品目）にその事業費の50%以上かつ10万円以上の変更が生じた場合
- (3) 補助申請していない事業内容の一を新たに追加することとなった場合

14 設置者は、事業完了後、当該年度の3月31日までに事業完了報告書を提出すること。

また、第4項第1号第2号第4号（物品購入の場合）の事業については、納品書（又は請求書）及び領収書の写し、同第3号第4号（物品購入以外の場合）の事業については、契約書（50万円以上の場合）及び領収書の写しを、事業完了報告書に添えて提出すること。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。